

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフティング											
税目	法人税											
要望の内容	<p>国内金融機関の国際競争力向上の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフティングを図ること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額</td> <td style="padding: 5px;">—</td> <td style="padding: 5px;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 5px;">(—</td> <td style="padding: 5px;">百万円)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(改正増減収額)</td> <td style="padding: 5px;">(—</td> <td style="padding: 5px;">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高めることで、国際金融センターとしての機能強化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際課税のルールにおいては、支店と子会社を同等に取り扱うのが今般の潮流。 一方、我が国の税法は、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。 銀行については、海外進出にあたり、支店形態を選択するケースが多く、国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフティングを図る必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることから、妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昨年度に続けて2度目の要望である。</p>	